

いわき市ホームページ広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、いわき市のホームページ（以下「市ホームページ」という。）への広告掲載に関し、必要な事項を定める。

(広告の種類)

第2条 市ホームページに掲載する広告は、バナー広告とする。

2 バナー広告は静止画像とし、広告主が指定するホームページにリンクするものとする。

(広告掲載の範囲及び掲載基準等)

第3条 市ホームページに掲載できる広告主及び広告の内容等については、広報いわき有料広告掲載要綱（平成19年4月1日制定）第2条及び広報いわき有料広告掲載基準（平成19年4月1日制定）第3条から第6条までの規定を適用する。

2 前項の規定は、バナー広告のリンク先のホームページの内容について適用する。

(広告の募集)

第4条 広告の募集は、入札によって決定した業者（以下「取扱指定代理店」という。）が行うものとする。

(広告の掲載位置及び規格等)

第5条 広告を掲載する位置は市ホームページのトップページで、掲載できる広告の規格等は次のとおりとする。

(1) 規格は1枠につき、縦 72ピクセル、横 144ピクセルとする。

(2) 容量は、5キロバイト以内とする。

(3) 前2号に掲げるもののほか、広告のデザインに関して必要な事項は、市と取扱指定代理店が協議のうえ、決定する。

(広告の掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は4月から翌年3月までの間で、1月を単位とし、複数月にわたる掲載も可能とする。

(広告原稿の作成等)

第7条 取扱指定代理店は市長が指定する日までに、広告の原稿となる画像データ、リンク先アドレス情報を市が指定する媒体により、市長に提出しなければならない。

2 広告原稿の作成に要する費用は、取扱指定代理店の負担とする。

(広告の不承認)

第8条 取扱指定代理店は、第3条の規定に基づき、バナー広告の適否について市長に協議しなければならない。

2 市長は、バナー広告の掲載を認めないときは、取扱指定代理店を通じて広告主に通知するものとする。

(広告料の返還)

第9条 第6条に規定する掲載期間内に、市ホームページを連続して1日以上閉鎖した場合は、その閉鎖した日数に応じて広告料を返還する。ただし、次に掲げる事由により、市ホームページを閉鎖した場合は、返還しない。

(1) 市のサーバー、ソフトウェア等の点検及び修理、補修、改良等に伴う停止

- (2) 市の責めに帰することができない火災及び地震、水害、落雷等の天災
 - (3) 悪意を持つ第三者による市のコンピュータへの不正アクセス等に起因する停止
 - (4) 市の責によらない通信回線等の事故、障害による停止
- (広告掲載の取消し等)

第10条 市長は、市ホームページへの広告の掲載内容及びリンク先のホームページの内容が広告掲載後に適切でないと判断したときは、広告の掲載を削除することができる。

2 前項の場合においては、以後の広告掲載を認めないものとし、広告料の返還も行わない。

(責務)

第11条 取扱指定代理店は、広告主と連帯し、広告及びリンク先ページの内容その他の広告掲載に関するすべての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害又は財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

2 取扱指定代理店は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主と連帯し、その責任および負担において解決しなければならない。

3 市は、広告およびリンク先ページの内容その他の広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負わない。

4 前条第1項及び第1項の場合において、取扱指定代理店は、その責めに帰すべき理由により、市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(補則)

第12条 この要領に定めのないものについては、別に定める。

附 則

この要領は、平成21年5月25日から実施する。